

# 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書

令和3年6月20日

いなべ市農業委員会会長 殿

届出者 **いなべ 太郎** 印

下記によって農地を転用したいので、農地法第4条第1項第8号の規定によって届け出ます。

1. 届出者の住所及び職業	住所							職			
	<b>いなべ市員弁町〇〇123番地</b>							<b>農業</b>			
2. 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名、住所	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕作者			
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所		
	<b>いなべ市員弁町〇〇字〇〇</b>	<b>100</b>	<b>田</b>	<b>畑</b>	<b>500</b>	<b>〇〇〇〇</b>	<b>いなべ市員弁町〇〇123番地</b>	<b>〇〇〇〇</b>	<b>いなべ市員弁町〇〇10番地</b>		
	土地登記事項証明書により記載する。					<b>以下余白</b>		必ず記載する。			
								耕作していない場合は「不耕作」と記入			
計	<b>500 m<sup>2</sup> ( 田 500 m<sup>2</sup> 、 畑 m<sup>2</sup> )</b>										
3. 転用計画	転用の目的	<b>住宅建築</b>							届け出の日より後日		
	転用の時期	工事着工時期	<b>令和3年6月30日</b>								
		工事完了時期	<b>令和3年9月30日</b>								
転用の目的に係る事業又は施設の概要	<b>住宅1棟 200 m<sup>2</sup></b> <b>建ぺい率 40%</b>										
4. 転用することによって生ずる付近の農地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要	取水は上水道、污水排水・生活雑排水は下水道を利用する。雨水排水は、既設の道路側溝へ放流する。(取排水系統図添付)雨水については、自然浸透させる。 土地造成は整地のみであり、切土・盛土工事は行なわない。造成工事により周囲より1m高くなるが、南側にコンクリート擁壁、東・西・北側にはコンクリートブロックを設置し土砂及び雨水の流出を防止する。 近接農地所有者には、事業計画を説明済であり了承を得ているが、万一、周辺農地に被害を与えたときは、私が責任を持って解決します。 ※記載項目 (1)取水計画 (2)排水計画 (3)造成計画 (4)近接農地所有者、水利権者等との調整状況										

- 記載注意
- 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
  - 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
  - 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。